第６号様式（第４条、第５条第１項及び第６条）　　　　　　　　　　　　 公共交通機関の施設用

適合状況一覧表

※この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第８をもとに作成したものです。

施設の区分（　　　　　　　　　　 ）

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。　「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | チェック項目 |
| □ １出入口 | (1)　 出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　幅は、180㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| イ　段を設けないこと。ただし、段を４の項に定める構造に準じたものとし、５の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 | 段(高低差)あり・なし |  |
|  | [４の項に定める構造］　　　　　　 |
|  | ４(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ４(2)　階段の両側には、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  | ［６の項に定める構造］ |
| ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(4)　手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(3)　回り段を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | [５の項に定める構造］　　　　　　　 |
| ５(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ５(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | ㎝併設する・しない |  |
| ５(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | １／ |  |
| ５(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 高低差　　　cm適合・不適合 |  |
|  | ５(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | ５(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ５(7)　必要に応じ、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  | ［６の項に定める構造］ |
|  | ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　 (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、４の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
|  | ［４の項に定める構造］ |
| ４(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ４(2)　階段の両側には、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  | ［６の項に定める構造］ |
| ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(3)　回り段を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ４(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ４(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| □ ２通路 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち１以上は、次に掲げるものとし、１の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。 |
|  | ア　幅は、主要な通路にあっては180㎝以上とし、その他の通路にあっては140㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| イ　段を設けないこと。ただし、段を４の項に定める構造に準じたものとし、５の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 | 段(高低差)あり・なし |  |
|  |  | ［４の項に定める構造の段］　　　　　 |
| ４(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
|  | ４(2)　階段の両側には、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  |  | ［６の項に定める構造］ |
|  | ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(3)　回り段を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ［５の項に定める構造の傾斜路］　　　　　　　 |
|  | ５(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ５(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | ㎝ |  |
|  | ５(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | １／ |  |
|  | ５(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ５(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ５(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ５(7)　必要に応じ、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  |  | ［６の項に定める構造］ |
|  | ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(2)　傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | ６(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、４の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
|  | ［４の項に定める構造］ |
|  | ４(1)　幅は、130㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
|  | ４(2)　階段の両側には、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  |  | ［６の項に定める構造］ |
|  | ６(1)　高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(2)　階段の踊場の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ６(4)　手すりは、階段及び段の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(3)　回り段を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ４(6)　蹴込板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □３改札口 | 改札口のうち１以上は、幅を90㎝以上にしなければならない。 | ㎝ |  |
| □ ７エレベーター | １の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、５の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、１以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、８の項(2)の場合にあっては、この限りでない。 |
|  | (1)　籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
|  | (2)　かごの奥行きは135㎝以上とし、かごの幅は140㎝以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。 | 奥行き　　　㎝ |  |
| 幅　　　　㎝ |
|  | (3)　かご内に、かごが停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (4)　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (5)　かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (6)　かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (7)　かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (8)　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (9)　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (10)　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (11)　かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | 適合・不適合 |  |
| □ ８エスカレーター | (1)　エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　７の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。 |
|  | ア　(1)に定める構造とすること。 |
|  | イ　車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| □ ９駅のホーム | 鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (2)　ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (3)　ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (4)　ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ １0バス停留所 | バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。 |
|  |  | ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | オ　案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　上屋及びベンチを設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □１１タクシー乗り場 | タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | (1)　タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、２㎝を標準とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (2)　すりつけこう配は、12分の１を標準とすること。 | １／ |  |
|  | (3)　上屋及びベンチを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □ １２便所 | (1)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。  |
|  | ア　便房の出入口の有効幅員は、80㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| イ　便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、５の項に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。 | 段(高低差)あり・なし |  |
|  | ［５の項に定める構造］ |
|  | ５(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ５(2)　幅は、140㎝以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100㎝以上とすることができる。 | ㎝併設する・しない |  |
| ５(3)　勾配は、12分の１以下とすること。 | １／ |  |
| ５(4)　高低差が75㎝を超える傾斜路については、高さ75㎝以内ごとに長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 高低差　　　cm適合・不適合 |  |
|  |  |  | ５(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150㎝以上の平たんな部分を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ５(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ５(7)　必要に応じ、６の項に定める構造の手すりを設けること。 |
|  | ［６の項に定める構造］ |
|  | ６(1)　 高さ75㎝以上85㎝以下のものと高さ65㎝のものとを併設すること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(2)　 傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(3)　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ６(4)　手すりは、傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　便所及び便房の出入口には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |
| カ　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| ク　便房には、腰掛便器、手すり等を適切に配置すること。 | 適合・不適合 |  |
| ケ　洗面器及び洗面器まわりの１以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | コ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（(1)に定める構造の便所を除く。）を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　便所の出入口の幅は、80㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| イ　便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　(１)に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便器及び手すりを有するものを１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)設けること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　男子用小便器を設ける場合には、１以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35㎝以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| カ　洗面器及び洗面器周りの１以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| □ １３案内標示 | (1)　公共交通機関の車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下この整備項目において「主要な設備」という。)又は(４)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　公共用の通路に直接通ずる出入口(鉄道の駅及び軌道の停留所にあっては、当該出入口又は改札口。以下この整備項目において同じ。)の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |
|  | ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | オ　案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| □ １４視覚設備 | (1)　 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　大きさは、縦横それぞれ30㎝又は40㎝とすること。 | ㎝ |  |
|  | イ　色は、原則として黄色とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　形状は、次のとおりとすること。 |
|  |  | (ア)　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | (イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | (ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。 |
|  | ア　出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　階段、段及びエスカレーターの始終端部に近接した床面等の縦断こう配が急激に変化する場所 | 適合・不適合 |  |
|  | ウ　鉄道の駅のホームの縁端及び両端 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路 | 適合・不適合 |  |
|  | オ　バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口 | 適合・不適合 |  |
| (3)　３の項に定める構造の改札口の１以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □ １５聴覚設備 | 主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ１以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □ １６警報設備及び避難誘灯 | (1)　音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| □ １７附帯施設 | (1)　券売機を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　操作ボタンは、点字による表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |
| (2)　カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3)　水飲みを設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (4)　自動販売機等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (5)　ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを２以上設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |